特定施設・指定施設等の設置届出に必要な書類

１． 届出書（法第 6 条）

・ 正本にその写しを添えて提出願います。（写しは御社の控えになります）

２． 付近見取図（施行規則第 4 条第 2 項）

・ 住宅地図等で構いません。

３． 特定施設の配置図（法第 6 条第 2 項）

・ 敷地境界が示された図面に施設の設置箇所を記載してください。

４． 騒音（振動）防止の方法

・ 防音壁の設置、低騒音型機器の使用、防振ゴムの設置等の具体的な内容を記述願います。

５． 使用施設のカタログコピー

・ カタログがない場合は、施設の写真（銘板の拡大含む）をご用意下さい。

以上５点を設置工事の日の30日前までに熊谷市役所江南行政センター２階環境政策課へ提出してください。

旧妻沼町地内に施設を設置する場合は、妻沼行政センター地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に施設が設置されていて、未届出であった場合は、遅延理由書（任意様式）の提出をお願いいたします。

熊谷市 環境政策課 公害対策係

電話 048-536-1548